



関電株主代表訴訟事務局 & 弁護団

〒160-0004
東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー8階
さくら共同法律事務所気付
電話：03-6384-1153
03-6384-1120（さくら共同代表）
FAX：03-6384-1121

関電、文書送付嘱託拒否

1. 事件と訴訟の経緯

関西電力の役員等が原発工事等の不正発注で生み出された金品総額約3億7千万円を受け取っていた事件。さらに役員報酬の闇補填も明らかになった。

株主からの請求で関電は、旧役員5人に19億円余りの損害賠償請求をおこさざるをえなくなった（会社訴訟、闇補填問題で被告1名追加）。一方、株主側は、損害額はもっと大きいとして92億円余の請求を旧役員22人に対して別途提訴した（株主代表訴訟）が、会社訴訟の被告については会社訴訟で併せて審理されることになった。

2. 調査報告書の基となる資料

この裁判では、関電の設置した社内調査委員会や取締役責任調査委員会等の報告書の基となる資料が極めて重要である。原告株主らは、株主代表訴訟において、文書送付嘱託の申立てを行い（民訴法226条）、報告書の認定の基になった文書、電子メール、議事録、ヒアリングメモ等について提出を求めた。これを裁判所は認め、本年1月14日付で資料の所持者である関電等に対して提出するように求めたが、関電は拒否をした（別紙1、2参照）。

3. 関電の態度

裁判所の嘱託に所持者が応じなくても制裁はない。しかし、実務では、裁判所の嘱託に応じることが実質的には義務ともなっており、民間企業が合理的な理由もなく応じないことはまず考えられない。

関電は、いかなる資料を根拠として報告書記載の事実を認定したのかわかりかねるといって、こじつけも甚だしい理由をもって提出を拒否したのである。このような態度は、訴訟経済にも反するし、裁判所を愚弄するものである。

別紙1、2：2月25日付送付嘱託に対する回答書

事件番号 令和2年(ワ)第5714号、同第5715号

損害賠償請求事件、共同訴訟参加申出事件

原告 畑 厚子 外4名

被告 森中郁夫 外16名

訴訟参加人 アイリーン・スミス 外43名



2022年2月25日

送付嘱託書に対する回答書

大阪地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

代表執行役社長 森 本



頭書の事件にかかる令和4年1月17日付送付嘱託書による書類等の送付の嘱託に対し、下記のとおり回答します。

記

「調査委員会」は、事実関係の調査、その評価、原因分析及び再発防止策の提言を行うことを目的として、平成30年6月22日に、社外委員3名及び社内委員3名をもって、臨時的に設置されることとなり、その後、当社に対し「報告書」(平成30年9月11日付)を取りまとめ提出したことを等をもって委員会として

の目的を達成し活動を終了しております。

当社としましては、上記の委員会の報告書の内容は承知しておりますが、いかなる資料を根拠として上記の報告書に記載の事実を認定したのかについては分かりかねます。従いまして、「調査委員会」作成の「報告書」(平成30年9月11日付)の事実認定の基になった資料の送付を求める送付嘱託には応じかねます。

以上

別紙 1

事件番号 令和2年(ワ)第5714号、同第5715号

損害賠償請求事件、共同訴訟参加申出事件

原告 畑 厚子 外4名

被告 森中郁夫 外16名

訴訟参加人 アイリーン・スミス 外43名



2022年2月25日

送付嘱託書に対する回答書

大阪地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

代表執行役社長 森 本



頭書の事件にかかる令和4年1月17日付送付嘱託書による書類等の送付の嘱託に対し、下記のとおり回答します。

記

1 送付を求める文書のうち

(1) 2009年4月以降の「コンプライアンス・マニュアル」及びその「Q&A」

(甲Aア6・11頁)について

同封の資料を提出します。

(2) 「2010年7月改正以降のコンプライアンス推進規程」(甲Aア6・11頁)について
同封の資料を提出します。

(3) 関西電力取締役会規則(甲Aア6・27頁)について
同封の資料を提出します。

2 上記以外の送付を求める文書について

「取締役責任調査委員会」は、取締役がその職務執行につき善管注意義務違反等により当社に対する損害賠償責任を負うか否か等について、法的な側面から調査・検討を行うことを目的として、令和2年3月30日に、社外委員4名をもって、臨時的に設置されることとなり、その後、当社に対し「調査報告書」(2020年6月8日付)を提出したことをもって委員会としての目的を達成し活動を終了しております。

当社としましては、上記の委員会の報告書の内容は承知しておりますが、いかなる資料を根拠として上記の報告書に記載の事実を認定したのかについては分かりかねます。従いまして、「取締役責任調査委員会」作成の「調査報告書」(2020年6月8日付)の事実認定の基になった資料の送付を求める送付嘱託には応じかねます。

以上

別紙2